国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議の開催について

平成26年5月13日 内閣府特命担当大臣決定 最終改正令和元年10月15日

1. 趣旨

日本国憲法を始めとする重要な歴史公文書等の保存・利用を担う国立公文書館の機能・施設の在り方について、国民や利用者の視点、総合性、効率性等の観点から、幅広く調査検討を行うため、「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」(以下「会議」という。)を開催する。

2. 構成員

- (1)会議の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、会議には、必要に応じ、 構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (2)会議は、必要に応じ、会議の委員及び特定事項について識見を有する者からなるワーキング・グループを開催することができる。

3. 会議の公開等

会議は原則として公開するとともに、議事録を作成し、ホームページに掲載する。

4. 会議の庶務

会議の庶務は、大臣官房公文書管理課において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。